

太陽光発電事業を検討中の皆さまへ（関連法令及び担当窓口一覧）

太陽光発電事業の実施に当たっては、以下の関連する法令及び条例を事前に確認し、事業を進めてください。なお、詳細については、各担当窓口に直接お問い合わせください。

No	関係法令等	確認事項	担当窓口	
			市	県
1	ハザードマップ （土砂災害警戒区域）	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の該当区域については、つくば市のハザードマップで確認できます。該当区域の詳細図については、茨城県のホームページで確認できます。（インターネットで「つくば市 土砂災害警戒区域」と検索してください。）該当区域については、地表面をシートで覆う等、土砂や雨水等が流出しないような対策の実施をお願いします。 ※地すべり等防止法と急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により定められた地すべり防止区域内、急傾斜地崩壊危険区域内では、のり切、切土、掘さく、盛土、立木竹の伐採等、知事の許可が必要になりますので、該当区域を含め、土浦土木事務所に相談してください。	危機管理課 (本庁舎2階)	土浦土木事務所 河川整備課 029-822-4345
2	つくば市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	【禁止区域】次に掲げる区域は、発電設備の設置が禁止されています。 (1) 自然公園法に規定する特別地域 (2) 筑波山及び宝篋山における土砂災害警戒区域 (3) 上記(1)及び(2)の区域と一体的な区域 【届出制度】次に掲げる発電設備は、事業に着手する日の60日前までに市長に届出が必要です。 ① 太陽光発電設備：発電出力50kw以上 ※同一又は隣接する敷地に複数の発電設備の設置等を行う場合、合算した発電出力が50kw以上となる場合も含む。 ② 風力発電設備：支柱の高さが15mを超えるもの ※禁止区域、抑制区域、遵守事項、事業の周知、適切な管理、届出制度などの詳細はパンフレットを確認してください。	都市計画課 (本庁舎3階)	
3	公有地の拡大の推進に関する法律	次に掲げる土地の売買をするときは、契約する前に市長に届出が必要です。 ・都市計画施設内にある200㎡以上の土地 ・市街化区域内の5,000㎡以上の土地		
4	国土利用計画法	一定面積以上（市街化区域2,000㎡以上、市街化調整区域5,000㎡以上）のつくば市内の土地について売買などの取引を行った場合は、権利取得者（土地に関する権利の移転又は設定を受けることとなる者）は契約締結の日から2週間以内（契約締結日を含む）につくば市長に届出が必要です。		
5	建築基準法	・自立型の太陽光発電設備を設置する場合、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内の用途に供する際、又は、付属施設など建築物の建築を行う際には、確認申請が必要となる場合があります。 ・建築基準法第42条第2項道路に接する敷地の場合、道路からのセットバックの範囲内には工作物の設置を行わないでください。	建築指導課 (本庁舎3階)	
6	建設リサイクル法	土木工事等の請負金額が500万円以上の場合は、建設リサイクル法に基づく届出が工事着手の7日前までに必要です。		
7	都市計画法（開発許可）	市街化調整区域において、太陽光発電設備の管理棟や、付属施設など建築物の建築を伴う場合は、都市計画法の手続きが必要です。	開発指導課 (本庁舎3階)	
8	道路法、つくば市法定外公共物管理条例	・太陽光発電設備の設置及び運用の際は、市道上への雨水や土砂等の流出防止対策を行ってください。 ・太陽光発電設備の設置を目的とした街路樹の伐採・剪定はできません。ただし、街路樹の越境については、道路管理課にお問い合わせください。 ・次に該当する場合は許可が必要です。なお、架空線の横断占用は原則として認めておりませんのでご注意ください。 ① 市道の占用（鉄線を市道に敷く等）及び工事を行う場合 ② 法定外公共物（水路・赤道）の敷地内を使用する場合又は工事を行う場合	道路管理課 (本庁舎3階)	
9	自然環境保全法	【緑地環境保全地域】 建物の高さが10m又は延べ床面積が200㎡、鉄塔の高さが30mを超える工作物の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は、知事に届出が必要です。		環境政策課 029-301-2946
10	自然公園法	国定公園の特別地域や特別保護地区での太陽光発電施設設置は、知事の許可が必要です。 樹木の伐採は僅少であることや特別保護地区外または第一種特別地域外であること等、多くの審査基準があります。		
11	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区内では知事の許可を必要とする行為があります。		
12	土壌汚染対策法	掘削と盛土の別を問わず、「①土地の形質の変更の部分の面積が3,000㎡以上の場合（②③の場合を除く。）」、「②現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地等における土地の形質の変更の部分の面積が900㎡以上の場合」、「③土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の形質の変更の部分の面積が900㎡以上の場合」のいずれかに該当する場合には、形質の変更を着手する30日前までに、市長に届出が必要で③については、土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の確認に係る土地の所有者等からの事前届出となります。）。 ただし、以下の全てに該当する場合は必要ありません。 Ⅰ）土壌を敷地外に搬出しない Ⅱ）土壌の飛散や流出が伴わない Ⅲ）掘削部分の最も深いところが50cm未満	環境保全課 (本庁舎4階)	
13	騒音規制法、振動規制法、茨城県生活環境の保全等に関する条例	法又は条例に定める特定建設作業を伴う建設工事を施工する場合、施工者は特定建設作業開始の7日前までに市長に届出が必要です。		
14	つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例	施工区域の面積が3,000㎡以下となる土地の埋立て、盛土及び堆積のいずれかを行う場合は市長の許可が必要です。 なお、事業面積が3,000㎡超となる場合は、茨城県廃棄物規制課不法投棄対策室にお問い合わせください。 市又は県の土砂条例の許可とは別に、盛土規制法に基づく許可が必要になる場合があります。		廃棄物規制課不法投棄対策室 029-301-3033
15	宅地造成及び特定盛土等規制法	茨城県で県内全域（水戸市を除く）において、盛土規制法に基づく規制区域が指定され、つくば市全域が「宅地造成等工事規制区域」となります。一定規模以上の盛土等を行う場合は、盛土規制法に基づく許可申請等の手続きが必要です。 盛土規制法に基づく許可とは別に、市又は県の土砂条例の許可が必要になる場合があります。	環境衛生課 (本庁舎4階)	茨城県土木部 建築指導課 029-301-4732 （申請は市環境衛生課を経由）
16	文化財保護法	発電設備を設置する土地に埋蔵文化財が所在する場合は、工事を着手する60日前までに、県教育委員会に届出が必要です。埋蔵文化財の有無と取扱いについては、事前に必ず市文化財課へ照会してください。 なお、工事による埋蔵文化財への影響に応じて、工法の変更や発掘調査が必要な場合があります。	文化財課 (本庁舎4階)	教育庁文化課 （文書・連絡は市文化財課を経由）
17	農地法	農地に発電設備を設置する場合は、農地法による転用許可等が必要です。	農業行政課 (コミュニティ棟3階)	
18	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域の場合、太陽光発電設備を設置するための農地転用は原則できません。 農用地区域内の除外については、代わりの土地がないか、周辺農地に対する影響が軽微であるかなどの要件があります。	農業政策課 (コミュニティ棟3階)	
19	森林法	0.5ha以上の森林を伐採・開墾して太陽光発電設備を設置する場合は、知事の許可が必要です。 また、保安林の指定を受けた区域内で、伐採又は土地の形質の変更などを行う場合は、指定の解除や知事の許可が必要です。 （0.5ha未満でも、地域森林計画の対象となっている民有林を伐採する場合は、伐採の30日～90日前までに市長への届出が必要です。）	鳥獣対策・森林保全室 (コミュニティ棟3階)	県南農林事務所 林業振興課 029-822-7087
20	工場立地法	工場立地法に基づく特定工場の敷地内に発電設備を設置する場合は、市長に変更の届出が必要となる場合があります。	立地推進課 (コミュニティ棟3階)	
21	採石法	発電設備を設置する土地に、岩石の採取場が含まれる場合は、採取場の区域から除外するため、認可業者から知事に採取計画変更申請又は廃止の届出が必要です。	産業振興課 (コミュニティ棟3階)	技術革新課 地域産業振興室 029-301-3584
22	砂利採取法	発電設備を設置する土地に、砂利採取場が含まれる場合は、採取場の区域から除外するため、認可業者から知事に採取計画変更申請又は廃止の届出が必要です。		県南県民センター 環境・保安課 029-822-7067